

京都大学経済学研究科

東アジア経済研究センター支援会・会則

(名称)

- 第1条 本会は京都大学経済学研究科東アジア経済研究センター支援会と称する。
- この名称の使用には、京都大学経済学研究科東アジア経済研究センターの承認が必要である。
 - この支援会の略称を「京大東アジアセンター支援会」とする。

(目的)

第2条 本会は、東アジア経済について調査研究をすすめるために、また、東アジアの学術・人材交流およびその社会還元をはかるために、産学協同の精神に基づいて京都大学経済学研究科東アジア経済研究センターの活動を支援することを目的とする。

(会員)

- 第3条 本会は本会の事業に賛同する法人、団体または個人をもって組織する。
- 会員の本会への参加は原則として1年とする。ただし、退会の申し出がない限り自動的に更新されるものとする。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

1) 会長 1名

京都大学経済学研究科長が兼任するものとする。

2) 副会長 2名

3) 理事 6名

4) 監事 2名

2. 役員は、総会において、会員および東アジア経済研究センター運営委員の中から選出する。支援会と東アジア経済研究センターの緊密な連携のために、支援会の次期役員選出にあたって、支援会と東アジア経済研究センターは事前に十分な協議をおこなう。

3. 会長は本会を代表し、会務を総括する。

4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 理事は会長が必要と認めた事項を審議し、本会の運営にあたる。
6. 監事は本会の会計を監査する。
7. 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(顧問)

第5条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第6条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

2. 総会は会員をもって構成し、原則として年に1回開催する。但し会長が必要と認めた時は臨時に開催することができる。
3. 理事会は第4条に定める役員をもって組織し、会長が必要と認めた時に開催する。
4. 総会は事業計画並びに予算、決算その他本会の重要な事項について審議する。理事会は、東アジア経済研究センター運営委員会と十分に協議の上で、会の運営について審議する。
5. 理事会は構成員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
6. 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(経費および会費)

第7条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもって充て、本会の経費と東アジア経済研究センターの支援と本会の経費に使う。

2. 法人・団体の年会費は一口十万円とし、会員は一口以上の会費を負担する。
3. 個人の年会費は一口一万円とし、会員は一口以上の会費を負担する。
4. 特別の事由がある場合は会費を免除または特別会費を適用することができる。会費の免除または特別会費の適用については理事会が決する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 9 条 本会の事務局は、京都大学大学院経済学研究科東アジア経済研究センター内（京都市左京区吉田本町）に置く。

(付則)

本会則は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。